

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：福岡県ローイング協会]

[記載日： 令和7年7月10日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

| 項目                                                                                                                                                                               | 対応状況 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <b>原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。</b>                                                                                                                                         |      |
| (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。<br>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)                                                                                                                     |      |
| (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。<br>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)<br>本年4月、福岡県ローイング協会への名称変更を機に、新たに規約等を制定し、協会の組織、体制を再構築。事業運営において、規約等は適切に遵守している。                                | A    |
| (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。<br>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)<br>競技会運営において、会場施設を管理する地方公共団体や企業が定める安全管理に関する条例や規則を遵守している。                                                                | A    |
| (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。<br>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)<br>規約に基づき理事・監事を選任し、理事会・社員総会を設置している。また理事会の下に①総務、②強化、③競技、④普及、⑤施設、⑥審判、⑦学生の委員会を設置し、各委員長（業務執行理事）が業務遂行を図る体制を整備している。 | A    |
| <b>原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。</b>                                                                                                                                        |      |
| (1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。<br>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)<br>現在、基本方針は公表していない。ステークホルダーの意見を踏まえて、今後ホームページで公表していく。                                                                 | B    |

|                                                                                                                    |          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 基本方針（案）                                                                                                            |          |
| 1. 事業運営における公平性・透明性の確保<br>2. 安全で規律ある競技大会の運営<br>3. 選手の育成・強化による競技力の向上<br>4. 将来を見据えた指導者・審判員の養成<br>5. 競技の普及・振興に向けた広報の充実 |          |
| <b>原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。</b>                                                                     |          |
| (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。                                                        | <b>B</b> |
| （現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）<br>これまで、役職員による暴力・ハラスメント行為は発生しておらず、コンプライアンス教育は実施していない。今後、研修等への参加を検討する。                       |          |
| (2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。                                                   | <b>B</b> |
| （現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）<br>これまで、指導者、競技者等による暴力・ハラスメント行為は発生しておらず、コンプライアンス教育は実施していない。今後、研修等への参加を検討する。                  |          |
| <b>原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</b>                                                                                   |          |
| (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。                                                                                | <b>A</b> |
| （現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）<br>本年 4 月に新たに会計規則を策定し、その運用においては、処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守している。                                    |          |
| (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。                                                                 | <b>A</b> |
| （現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）<br>公的助成の受給に当たって、実施主体が定める実施要項、ガイドライン等における遵守すべき事項を、当協会の業務プロセスにおいて適確に遵守している。                   |          |
| (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。                                                                                 | <b>A</b> |
| 会計規則を策定した上で、出納責任者と経理責任者 2 名を事務局に配置し、また企業の経理経験者を外部から監事として招聘する等、実施体制を整備している。                                         |          |

|                                                                                                                                          |          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| <b>原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</b>                                                            |          |
| (1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。                                                                                                                | <b>B</b> |
| (現在の取り組み状況、今後改善に取り組む事項等)<br>法人格を有しないため、法令に基づく情報開示は行っていない。今後は、年度ごとの収支報告等について開示していく。                                                       |          |
| (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。                                                                                                             | <b>B</b> |
| (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)<br>現在、組織運営に係る情報としては、組織・年間事業計画・大会情報・イベント情報等の開示を行っている。今後、組織運営に係る追加情報、ステークホルダーに重要な影響を及ぼし得る情報及びガバナンスコードの遵守状況等、適宜開示する。 |          |
| <b>原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード&lt;NF 向け&gt;の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</b>                                   |          |
| 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか<br>(ある場合は下欄に記述)                                                                                   |          |
| 原則 ■ について                                                                                                                                |          |
| (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)                                                                                                                   |          |
| 原則 ■ について                                                                                                                                |          |
| (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)                                                                                                                   |          |